

森の力再生事業の継続を求める意見書

本事業は、平成 18 年度から約 20 年にわたり、森林の公益的機能（災害防止、水資源の涵養、生物多様性の保全など）の回復・維持を目的として、「森林（もり）づくり県民税」を財源に進められてきました。これまで遅れていたスギ・ヒノキの間伐、竹林や広葉樹の整備、台風等による倒木の処理など、荒廃した森林の再生に積極的に取り組み、確かな成果を上げてきたところです。

その結果、森林の機能は着実に回復し、山腹崩壊や土砂災害の防止、洪水や渇水の緩和といった災害対策に加え、森林の公益的機能の保全・増進にも寄与しています。また、山林所有者の意欲向上や地域林業の担い手の確保など、多面的な効果も生まれています。

一方で、国が導入した「森林環境税」は、各自治体が施策を展開するための制度であり、主な使途は教育・普及・調査や市町による整備支援であるため、広域的かつ安定的な森林整備を直接的に推進するには十分とは言えません。

「森林環境税」と「森林（もり）づくり県民税」は、それぞれ異なる役割を担っており、両者が車の両輪のように連携することで、持続可能な森林づくりが実現されるものと考えます。荒廃森林の再生はまだ道半ばであり、県内全域における取組をさらに推進し、これまでの成果を確実に定着させるためにも、事業の継続は不可欠です。

よって、静岡県におかれましては、令和 7 年度で第二期が終了する「森の力再生事業」およびその財源である「森林（もり）づくり県民税」について、現行計画と同等の規模で、令和 8 年度から令和 17 年度までの延長を強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年 1 月 18 日

静岡県知事 鈴木 康友 殿

藤枝市議会
議長 多田 晃